

品川区生活情報配信事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年 3 月 13 日 区長決定 要綱第 78 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 208 号
改正 平成 30 年 3 月 14 日 区長決定 要綱第 102 号
改正 令和 3 年 9 月 1 日 区長決定 要綱第 304 号
改正 令和 7 年 4 月 1 日 区長決定 要綱第 110 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区における地域の情報化や緊急情報の伝達手段の多面化を進め、区民生活の安全・安心をさらに向上するために、防災情報等を区民に届ける「しながわテレビ・プッシュ」事業（以下「事業」という。）に対し補助金を交付することに関して、品川区補助金等交付規則（昭和 39 年品川区規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の対象)

第 2 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、株式会社ケーブルテレビ品川（以下「事業者」という。）が実施する事業について区民（品川区内に住所を有する個人および事業主をいう。）が事業者との契約により負担すべき経費のうち、事業者が定める機器および機器の設置にかかる経費（以下「初期費用」という。）の総額とする。

(補助金の内容)

第 3 条 補助金は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金は、事業者に交付する。

3 事業者は、初期費用から補助金に相当する額を差し引いた額を区民に請求するものとする。

(補助率)

第 4 条 前条第 1 項の補助率は、2 分の 1 とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が別に定める避難対象区域に居住する区民に係る補助対象経費に対する補助率は、3 分の 2 とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）により、区長に申請しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除

税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定書（第2号様式）により事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項について修正を加え、補助金の交付決定をすることができる。

3 区長は、第1項の交付決定の通知に際し、交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

（実施状況報告）

第7条 区長は、事業の実施状況について必要があると認めたときは、事業者に対して随時報告を求め、調査することができる。

（実績報告）

第8条 事業者は、補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、20日以内に当該補助金交付決定に係る事業の実績についての報告書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 区長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、当該報告にかかる補助事業の実施結果が交付決定の内容およびこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第4号様式）により事業者へ通知する。

（補助金の支払い等）

第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業者は、前条の補助金確定通知書を受けたときは、別に定める期限までに補助金請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第11条 区長は、第7条の規定による実施状況の報告および第8条の規定による実績の報告を審査した結果、交付の決定内容またはこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置を事業者に対して指示することができる。

（補助金の取消等）

第12条 区長は、補助事業の中止もしくは廃止があった場合または次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 区長は、前条の規定にする交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定め当該部分に係る補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 14 条 事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合にこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年 10.95% で計算した延滞金を納付しなければならない。

(事情変更による届出)

第 15 条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事情の変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出て、区長の指示を受けるものとする。

(関係書類の保管)

第 16 条 事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(各種助成金との併給調整)

第 17 条 この補助金は、事業を行う事業者に対する各種助成金のうち、国または都が実施するもの（国または都が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 改正後の第 4 条第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に株式会社ケーブルテレビ品川と契約した区民に係る補助対象経費について適用する。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請者住所
団体名
代表

生活情報配信事業補助金交付申請書

標記について、下記のとおり申請する。

記

1 補助金申請額 金 円
(内訳)

- 2 添付書類
- (1) 歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - (2) 事業計画書

第 号
年 月 日

様

品川区長

生活情報配信事業補助金交付決定書

年 月 日付 で申請のあった 年度生活情報配信事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定する。

記

1 交付金額 金 円

(内訳)

2 交付条件

3 その他

交付にあたっては「品川区生活情報配信事業補助金交付要綱」定める方法により行う。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品 川 区 長 あて

住所
団体名
代表者

品川区生活情報配信事業実績報告書

標記について、添付書類を添えて別紙のとおり提出する。

添付書類

- （1）実績報告書
- （2）事業経費の支出状況等を明らかにする書類

第 号
年 月 日

様

品川区長

年度 品川区生活情報配信事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号の報告書により報告のあった品川区生活情報配信事業補助金について、下記のとおり、補助金の額を確定したので通知する。

記

1. 交付金額 金 円

（内訳）

年 月 日 号

品川区長 へ

住所
団体名
代表 印

品川区生活情報配信事業補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって交付の決定を受けた品川区生活情報配信事業補助金について次のとおり請求する。

1. 請求額 金 円

(内訳)